

三重県 夏季休業期間子どもの居場所づくり補助金 交付要領

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この補助金は、三重県子ども条例（令和 7 年 3 月 21 日三重県条例第 4 号）（以下「条例」という。）第 13 条第 1 項第 4 号及び第 18 条第 1 項に基づいて策定する重点的な取組をふまえ、全ての子どもが、生まれ育った環境等にかかわらず、安全にかつ安心して過ごすことができる多様な居場所の創出及び充実を図ることを目的とする。

2 県は、前項の居場所において、夏季休業期間中、食事の提供を通じて子どもの権利を保障し、生きづらさや困難を取り除き、子どもが将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくりに資する取組が持続可能なものとなるよう包括的に支援するため、この要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 「三重県子ども条例」第 2 条第 1 項第 1 号に規定する子どもをいう。
- (2) 子どもの居場所 全ての子どもが、生まれ育った環境等にかかわらず、安全・安心に過ごし、他者との関わりや多様な経験を通じて自ら育つ力を育むことができる場所（子ども食堂、学習支援教室、フリースペース、プレーパーク等を含む）をいう。
- (3) 食の支援 子どもに対して、朝食、昼食、夕食等の食事を提供する事業、又は食材等無償もしくは安価で配布（フードパントリー）する事業をいう。
- (4) 相談・見守り支援 居場所の開催時に、子どもの様子に気を配り、必要に応じて相談に応じたり、適切な関係機関へつないだりする支援をいう。
- (5) 長期休業期間 県内の公立小学校、中学校及び義務教育学校において概ね定められる夏季休業期間（令和 8 年 7 月 18 日から令和 8 年 8 月 31 日まで）及び冬季休業期間（令和 8 年 12 月 23 日から令和 9 年 1 月 8 日）までの期間をいう。

(補助対象事業者)

第 3 条 補助対象事業者（以下「事業者」という。）は、三重県内において子どもの居場所づくり及び食・学び・体験活動支援等を行う団体等（地方公共団体を除く）とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、1 事業者が提出できる申請は 1 件のみとする。

- (1) 活動地域が県内にあり、または県内に事業所(店舗)を有する団体であること。
- (2) 活動地域の市町、社会福祉協議会、学校、民生委員・児童委員、NPO、民間企業等の関係団体と連携して活動していること。
- (3) 特定の政治的又は宗教的活動をする団体でないこと。
- (4) 補助金の交付申請日において国税及び県税(法人格を有しない団体の場合は、代表者に課されるものを含む。)を滞納していない者であること。
- (5) 暴力団等排除要綱の別表に該当しないこと。また、暴力団等排除要綱に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (6) 補助金に係る審査等に協力すること。(審査に必要な書類の整備保管、必要な書類の提出、実地検査の受入、アンケート等)
- (7) 当該活動に関して、関係機関から必要な許可を受け、又は届出等をしていること。
- (8) 令和7年度三重県子ども食堂等支援事業補助金、令和7年度三重県子ども朝ごはん食堂等支援事業補助金、令和7年度三重県学習支援・体験活動等支援事業補助金のいずれかに関し、申請の取下げ、事業の中止又は交付決定の取消しがあった事業者でないこと。
- (9) 三重県「多様な子どもの居場所」創出・運営支援事業補助金において加算事業「イ 長期休業期間中の居場所の重点開所：長期休業期間中に、選択事業を合計9日以上実施する」を実施する事業者でないこと。ただし、冬季休業期間中に実施する場合はこの限りでない。
- (10) その他、知事が適切でないと判断する事業者でないこと。

第2章 補助対象事業等

(補助対象期間)

第4条 この補助金の交付の対象となる期間(以下「補助対象期間」という。)は、令和8年7月18日から令和8年8月31日までとする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、主として18歳未満の子どもを対象とし、会員その他特定の者に限定しないこと。

- (1) 子どもが安全・安心に過ごせる居場所を、補助対象期間中に重点的（対象期間中合計18日以上）に提供する子どもの居場所事業を行うものとする。その際、1日あたりの実施時間は3時間以上とする。

なお、居場所の開催時には、子どもの様子に気を配り、必要に応じて相談に応じたり、関係機関への情報共有を行ったりする「相談・見守り支援」を併せて行うものとする。

- (2) 全ての実施日において、原則として食事の提供又は食品配布を行うこと。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に直接必要と認められる経費であって、別表1に定めるものとする。

2 補助対象経費の支払方法は、現金、又はクレジットカードによる支払に限るものとする。電子マネー、プリペイドカード、商品券、二次元コード決済その他これらに類する支払方法による支払は、補助対象経費として認めない。

(補助率及び補助限度額)

第7条 補助率は、補助対象経費の10分の10以内とする。

2 補助限度額は、別表2に定めるとおりとする。

3 補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

第3章 交付手続等

(交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年8月13日までに、補助金交付申請書（様式1）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式2）

(2) 収支予算書（様式3）

(3) 団体定款、規約、役員名簿、法人登記簿その他団体の概要がわかる書類（様式4）

(4) その他知事が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 知事は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 事業の実施にあたっては、条例の基本理念、特に子どもの最善の利益を考慮し、子どもの意見を聴きながら進めるよう努めること。
- (2) 事業の実施にあたり、参加する子どもや保護者の中に支援を必要とする（気がかりな）人を見受けた場合は、市町、社会福祉協議会、児童相談所等の関係機関（別表3参照）に相談すること。
- (3) 補助金により購入した備品には、県が交付するシールを貼り付けること。
- (4) 県が実施する活動内容の公表や調査等に協力すること。
- (5) 三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）及びこの要領の規定に従うこと。
- (6) 第21条に規定する状況報告及び調査に協力すること。

(申請の取り下げ)

第11条 第9条の補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定を受けた日から14日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等の承認)

第12条 補助事業者は、次の各号に掲げるいずれかの変更を行おうとする場合には、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式5）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の50パーセントを超える減額。
- (2) 補助事業の内容の変更であって、事業の目的の変更等事業の根幹に係るもの。

2 知事は、前項の変更等の承認にあたっては必要に応じ条件を付し、又は申請内容を変更して承認することができる。

(補助事業の中止・廃止)

第13条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事業中止（廃止）承認申請書（様式6）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書（様式7）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第15条 事業者は、対象事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して14日（8月31日の場合は9月14日）を経過した日までに、補助事業等実績報告書（様式8）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（様式9）

(2) 収支決算書（様式10）

(3) 補助対象経費の支出を証する書類（領収書等の写し）

(4) 事業の実施状況が確認できる写真、資料等（プライバシー保護に十分留意すること）

第4章 補助金の支払い等

(補助金の額の確定)

第16条 知事は、前条第1項の規定により補助事業の実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容（第12条に基づいて承認を受けている場合はその承認の内容）及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第17条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、第1項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金額確定後、補助金精算払請求書（様式11）を知事に提出しなければならない。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、特段の事情がある場合は、補助事業者は概算払いを1回に限り、全体金額の10分の8以内の金額で請求することができるものとする。

4 補助事業者は、第3項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式12）を知事に提出しなければならない。

第5章 雑則

（交付決定の取り消し等）

第18条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、額の確定の有無に関わらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消しすることができる。また、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

（1）補助金を他の用途に使用したとき。

（2）この補助金により購入した備品や消耗品等の目的外使用を行ったとき。

（3）補助金の交付の決定の内容、条件、その他この要領に基づく処分等に違反したとき。

（4）その他補助事業に関して法令又は法令に基づく処分等に違反したとき。

（5）補助事業を中止又は廃止したとき。

（6）補助事業者が暴力団等排除要綱別表に掲げる一に該当する者と確認されたとき。

（7）補助事業者が、暴力団等排除要綱第8条第1項に定める「補助事業の遂行に当たって暴力団等による不当介入を受けたときに、知事に報告を行うとともに、警察に通報を行うこと及び捜査上必要な協力を行うことの義務」を怠ったとき。

（8）補助事業者が、補助事業者の役員若しくはその近親者等が実質的に経営に関与している法人その他の団体との間で、社会通念上不適切と認められる取引を行ったとき。

（補助金に係る経理）

第19条 補助事業者は、補助事業に係る経理については、他の経理と明確に区別した帳簿及びすべての証拠書類を整備し、その収支の状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の管理)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 取得財産等のうち、別に定めるものについては、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(状況報告及び調査)

第21条 知事は、補助事業の適正な執行を期するため、補助事業者に対して事業の実施状況及び経理状況について報告を求め、又は県の職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第22条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、補助金に係る消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式13）によりすみやかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第23条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、令和8年7月14日から施行する。

別表 1 補助対象経費（第 6 条関係）

費目	対象経費の内容（例）
報償費（※1）	講師・ボランティア等への謝礼金
旅費（※2）	講師・ボランティア等への交通費
消耗品費	食器、調理器具
食糧費	食材、飲料、フードパントリーで配布する食品
備品費（※3）	家電、家具、什器
印刷製本費	広報チラシの印刷
役務費（※4）	ボランティア行事用保険料、郵送料
委託料	送迎業務の委託費等
使用料	会場使用料、機材リース料、倉庫使用料

（※1）団体役員の人件費や、スタッフ等への恒常的な給与は対象外。

（※2）旅費については原則実費（領収書等の証憑が確認できるもの）に限り対象とする。

（※3）価格が 5 万円以上の物品を備品とする。該当する物品を購入する場合は、事前に必ず県と協議すること。

（※4）個人の携帯電話料金等は対象外。保険料は事業実施日のみに適用したものに限る。

別表 2 補助率及び補助限度額（第 7 条関係）

補助率	補助対象経費の 10 分の 10 以内
対象事業	子どもが安全・安心に過ごせる居場所を、補助対象期間中に重点的（対象期間中合計 18 日以上）に提供する子どもの居場所事業を行うものとする。その際、1 日あたりの実施時間は 3 時間以上とする。 全ての実施日において、原則として食事の提供又は食品配布を行うこと。
最大上限額	700,000 円

別表 3 主な相談窓口（第10条関係）

（1）子どもの居場所づくりにかかわる市町相談窓口

市町名	担当所属	電話番号
桑名市	子ども総合センター	0594-24-1298
いなべ市	こども政策課	0594-86-7821
四日市市	こども未来課	059-354-8038
鈴鹿市	子ども政策課	059-382-7661
亀山市	地域福祉課	0595-84-3311
津市	こども家庭センター	059-229-3120
松阪市	こども家庭センター	0598-20-8087
伊勢市	子育て応援課	0596-21-5561
鳥羽市	健康福祉課	0599-25-1184
志摩市	こども家庭課	0599-44-0282
尾鷲市	福祉保健課	0597-23-8202
熊野市	こども家庭総合支援室	0597-89-4111（内線161）
伊賀市	こども未来課	0595-22-9654
名張市	子ども家庭室	0595-63-7594
木曽岬町	福祉健康課	0567-68-6104
東員町	子ども家庭課	0594-86-2872
菰野町	子ども家庭課	059-391-1124
朝日町	子育て健康課	059-377-5652
川越町	子ども家庭課	059-366-7130
多気町	健康福祉課	0598-38-1114
明和町	こども課	0596-52-7123
大台町	町民福祉課	0598-82-3783
玉城町	保健福祉課	0596-58-8000
度会町	保健こども課	0596-62-2413
大紀町	健康福祉課	0598-86-2216
南伊勢町	子育て・健康課	0599-66-1114
紀北町	福祉保健課	0597-46-3122

御浜町	健康福祉課	05979-3-0508
紀宝町	福祉課	0735-33-0339

三重県	少子化対策課	059-224-2057
-----	--------	--------------

(2) 県内の社会福祉協議会

社会福祉協議会名	電話番号
桑名市社会福祉協議会	0594-22-8311
いなべ市社会福祉協議会	0594-41-2942
四日市市社会福祉協議会	059-354-8265
鈴鹿市社会福祉協議会	059-382-5971
亀山市社会福祉協議会	0595-82-7985
津市社会福祉協議会	059-213-7111
松阪市社会福祉協議会	0598-21-1487
伊勢市社会福祉協議会	0596-20-8610
鳥羽市社会福祉協議会	0599-25-1188
志摩市社会福祉協議会	0599-56-1600
尾鷲市社会福祉協議会	0597-22-3246
熊野市社会福祉協議会	0597-89-5000
伊賀市社会福祉協議会	0595-21-5866
名張市社会福祉協議会	0595-63-1111
木曽岬町社会福祉協議会	0567-68-2760
東員町社会福祉協議会	0594-76-1560
菰野町社会福祉協議会	059-394-1294
朝日町社会福祉協議会	059-377-2941
川越町社会福祉協議会	059-365-0024
多気町社会福祉協議会	0598-38-8090
明和町社会福祉協議会	0596-52-7056
大台町社会福祉協議会	0598-83-2862
玉城町社会福祉協議会	0596-58-6915

度会町社会福祉協議会	0596-62-1117
大紀町社会福祉協議会	0598-73-3227
南伊勢町社会福祉協議会	0599-66-1211
紀北町社会福祉協議会	0597-47-0725
御浜町社会福祉協議会	05979-2-3813
紀宝町社会福祉協議会	0735-32-0957

三重県社会福祉協議会	059-227-5145
------------	--------------

【子どもの心・教育】

① 24時間子供SOSダイヤル

電話 0120-0-78310(なやみ言おう)

対象 いじめやその他子どものSOSについて悩む子どもや保護者の方

時間 毎日24時間

② こども家庭相談(子育ての悩み)

電話 059-233-1425

対象 子どもや子育てに関する悩みを抱える方

時間 毎日 13時～21時

(12月29日～1月3日を除く)

③ 教育相談<三重県総合教育センター>

電話 059-226-3729

対象 子どもたちの心や体の問題に関する悩みを抱える方

時間 月・水・金曜日 9時～21時

火・木曜日 9時～17時

※祝日および年末年始は除く

④ 児童虐待相談

電話 189(いちはやく)

お近くの児童相談所につながります

対象 児童虐待に関する通告・相談がある方

時間 児童虐待通告は毎日 24 時間

⑤ こどもほっとダイヤル(子ども専用)

電話 0800-200-2555

対象 悩みを抱える 18 歳未満の子ども

時間 毎日 13 時 ～ 21 時

(12 月 29 日 ～ 1 月 3 日を除く)

⑥ 少年相談 110 番〈県警本部内〉

電話 0120-41-7867 (よいこ なやむな)

対象 悩みを抱える子どもたちとその保護者等

時間 月～金曜日 9 時 ～ 17 時 ※時間外は、留守番電話対応

※土日祝日および年末年始は除く

⑦妊娠 SOS みえ

電話 090-1478-2409

対象 予期せぬ妊娠等に関する悩みを抱える方

(助産師・看護師等がお答えします)

時間 月・水曜日 15 時 ～ 18 時、土曜日 9 時 ～ 12 時

※祝日および年末年始は除く

【DV 相談】

⑧三重県配偶者暴力相談支援センター

電話相談 059-231-5600

対象:DV について相談がある方

時間 月・火・木・金 9 時 ～17 時、水 9 時 ～20 時

来所相談 ※要予約

時間 月 ～金 9 時 ～17 時

【性暴力に関する相談】

⑨みえ性暴力被害者支援センターよりこ

電話 059-253-4115

対象 性暴力被害について相談がある方

(相談員が対応します)

月～金曜日 10時～17時

※祝日および年末年始は除く

【安全相談】

⑩警察安全相談電話

電話 #9110 携帯電話・PHSからもつながります

※光回線は、059-224-9110へ

対象 緊急の事件や事故以外・生活の安全等に関する幅広い相談や要望

時間 月～金曜日 9時～17時

※祝日および年末年始は除く

【外国の方を対象とした相談】

⑪みえ外国人相談サポートセンター(みえこ「MieCo」)

電話 080-3300-8077

対象 県内に住所を有する外国人、外国人従業員等への情報提供を目的とする県内企業

※情報提供や関係機関への取次ぎを多言語で行います

＜対応言語(11言語)＞

日本語、英語、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語

※その他の言語については、自動翻訳機を利用して対応可能な場合があります

時間 月～金曜日、日曜日 9時～16時

※祝日および年末年始は除く